

## マレーシアにおける特許審査官との 面接



SKRINE (マレーシア法律事務所)

Charmayne Ong  
(弁護士)

SKLINE 事務所は 1963 年に設立されたマレーシアの総合法律事務所である。現在約 140 人の弁護士が在籍している。Charmayne Ong 弁護士は SKLINE 事務所のパートナー弁護士であり、知的財産部門のリーダーを務め、権利化やライセンス等知財ポートフォリオに関する様々な経験を豊富に有している。

マレーシア特許制度において、審査報告書（実体審査報告書あるいは修正実体審査報告書）が発行されている段階における審査官との面接を規定する公的な規則または手順は存在しない。しかしながら、マレーシアの審査官は、一般的に、代理人からの電話での問合せを受け付けている。したがって、審査報告書の内容に疑問点がある場合、代理人は、疑問を解消するため、審査官に電話連絡をすることができる。すなわち審査官との面接は、電話にて実施される。

審査官の連絡先となる電話番号は、審査報告書に記載されている。しかし、マレーシア知的財産公社（MyIPO）は、一部の審査官について自宅勤務を許可する政策を打ち出している。したがって、審査報告書に記載されている電話番号への電話が通じない場合、MyIPO のウェブサイトにて、自宅勤務の審査官のリストを確認し、担当審査官の自宅の電話番号を入手することが推奨されている。さらに、審査官と電話で連絡がつかない場合、代理人は E メールを送付することができる。審査官の E メールアドレスは、審査報告書に記載されている。

一般的に、MyIPO が発行する審査報告書は 2～3 通である。審査報告書に対する応答書にて拒絶理由を克服できなかった場合、MyIPO から拒絶査定書が発行される。拒絶査定書を受領した場合、代理人は、速やかに出願人に通知し、拒絶査定書に対する応答の要否について、出願人の意向を確認する。なお、具体的な応答期限は拒絶査定書には記載されない。

拒絶査定書に対して応答を要する旨の出願人の意向を確認した場合、代理人は、MyIPO に対して、拒絶査定書に関する公式聴聞を請求する。MyIPO は、公式聴聞の請求を受領後、適切な時期に、代理人に対して、公式聴聞日に関する通知書を発行する。

#### マレーシア特許法 第 81 条 裁量権の行使

本法又はそれに基づいて制定される規則により裁量権が登録官に与えられている場合は、登録官は、その決定により不利な影響を受ける者に対して聴聞を受ける機会を与えること無しに、同人に対しその権限を行使してはならない。

#### マレーシア特許規則 47 聴聞

- (1) 登録官は、特許法第 81 条の規定により聴聞を受ける権利を有する者に対して、少なくとも 1 月前に聴聞日を通知するものとする。
- (2) 通知を受けた者は、当該通知日から 21 日以内に、聴聞を希望するか否かを登録官に通知しなければならない。
- (3) 通知を受けた者が、通知日から 21 日以内に、聴聞を希望するか否かを登録官に知らせない場合は、登録官は、かかる者が欠席のまま聴聞手続を進めることができる。
- (4) 登録官は聴聞手続において、審査官に自己を補佐させることができる。

公式聴聞は、審査官、出願人または代理人、ならびに、拒絶査定書の発行に関わる登録官（通常は方式審査部長）を伴う公式な面接である。

審査官の負担を軽減するため、出願人は、公式聴聞日の少なくとも 2 週間前までに、補正クレームと意見書のいずれか一方、もしくは、その両方を提出しなければならない。補正クレームは、所定の国（米国、イギリス、オーストラリア、EP、南アフリカ、または、日本）における登録特許のクレームと一致していることが好ましい。

## ■ 参考情報

マレーシア特許法 第 81 条

マレーシア特許規則 規則 47

(編集協力：日本技術貿易株式会社)